

経営革新等支援機関の認定（更新）基準について

経営革新等支援機関の認定（更新）にあたっては、中小企業・小規模事業者の財務内容等の経営状況の分析や事業計画の策定支援・実行支援を適切に実施する観点から、主に以下の認定基準を設けています。

- ① 税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識を有していること（要件①）
- ② 中小企業・小規模事業者等に対する支援に関し、法定業務に係る1年以上の実務経験を含む3年以上の実務経験を有していること（要件②）
- ③ 安定した事業基盤を有していること（要件③）

具体的には、以下のフローチャートよりご確認ください。

要件①

※1.申請時に「実務経験の内容」の欄に「指定された研修に合格」と記載し、試験に合格した旨の書類を添付してください。
研修の詳細に関しては、中小企業大学校関西校（TEL:06-6530-0029）までお問い合わせください。

税理士、公認会計士、弁護士、中小企業診断士、税理士法人、監査法人、弁護士法人に該当するか

YESの場合

NOの場合

士業法において、税務、金融及び企業の財務に関する専門的知識が求められる国家資格や業の免許・認可を有している場合、要件①を満たします。

※法人として要件①を満たすのは、税理士法人、監査法人、弁護士法人のみで、税理士、公認会計士、弁護士、中小企業診断士を雇用している民間コンサルティング会社等は、要件①の認定基準を満たしていません。

経営革新計画等の策定に際し、主たる支援者として関与し、認定を受けた計画が3件以上あるか。
※具体的な計画については、別紙をご確認ください。

YESの場合

NOの場合

中小機構にて指定された研修（理論研修）を受講し、試験に合格しているか。※1
（研修受講者は試験のみ受験することも可能（再受験））

YESの場合

NOの場合

要件②へ進みます（次ページへ）

認定（更新）ができません

経営革新等支援機関の認定（更新）基準について②（前ページから続く）

要件②

※2.申請時に「実務経験の内容」の欄に「指定された研修に合格」と記載し、試験に合格した旨の書類を添付してください。
研修の詳細に関しては、中小企業大学校関西校（TEL:06-6530-0029）までお問い合わせください。

中小企業・小規模事業者に対する支援に関し、3年以上の実務経験を有するか。
※具体的な実務経験の内容については、別紙をご確認ください。

YESの場合

NOの場合

中小企業・小規模事業者に対する支援に関し、法定業務に係る1年以上の実務経験を有するか。
※具体的な実務経験の内容については、別紙をご確認ください。

YESの場合

NOの場合

中小機構にて指定された研修（実践研修）を受講し、試験に合格しているか。※2
（研修受講者は試験のみ受験することも可能（再受験））

YESの場合

NOの場合

要件③へ進みます。

認定（更新）ができません

要件③

申請前3期の事業収入が黒字になっているか（不動産所得等は含みません）

YESの場合

NOの場合

最低でも直近1期の事業収入があるか

YESの場合

NOの場合

認定（更新）が可能です

申請の際、収支予測の記載が必要です。
また、申請前3期中に赤字の期がある場合は、赤字の理由も詳細に記載してください。

※過去3期赤字の場合は原則認定できませんので、申請前にご相談ください。

認定（更新）ができません

注意事項

- ・ 実際の認定にあたっては、上記基準にあわせて、基本方針に適合しているか、欠格条項に該当しないかといったことも確認をさせていただきます。
- ・ 本フローチャートにおいて、「認定（更新）が可能」であっても、それをもって認定がされるわけではありませんので、ご注意ください。
- ・ 金融機関、商工会議所、商工会連合会においては、本フローチャートによらない場合があります。
- ・ 更新認定の際は、過去の認定申請時に用いた「経営革新計画等の策定を行う際に、主たる支援者として関与した計画」や「実務経験証明書」については使用できず、過去の認定有効期間内及び左記期間終了後から再申請日までの実績や実務経験を対象とすることとします。
独立行政法人中小企業基盤整備機構にて指定された研修の試験に合格した場合も同様です。

専門的知識を有する証明書にある「経営革新計画等の作成」とは、具体的にどの計画を指すのか

○具体的には、「経営革新計画」、「経営力向上計画」、「地域資源活用事業計画」、「異分野連携新事業分野開拓計画」、「農工商等連携事業計画」、「中小企業承継事業再生計画」、「中小企業活性化協議会（旧：中小企業再生支援協議会）の関与する再生計画※」が挙げられます。

ただし、「経営力向上計画」については、最大1件までしか実績として認めません。**また、どの計画も変更認定は実績として認めません。**

※中小企業活性化協議会の関与する再生計画策定支援（第二次対応）において、個別支援チームの専門家として参画した再生計画が実績の対象となります。なお「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」は、令和元年度補正予算事業以降の支援実績については、新規申請の実績の対象となります。

（令和元年度補正予算事業以降は、認定支援機関の関与を任意としたため）

○認定の更新の際の対象については、上記に加え、「事業再構築補助金」、「ものづくり・商業・サービス生産性向上支援補助金」、「経営改善計画策定支援事業」、「早期経営改善計画策定支援事業」、「中小企業経営力強化資金融資事業」、「経営力強化保証制度」、「企業再建資金（企業再生貸付制度）」、「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」、「先端設備等導入計画」、「事業承継税制」、「事業承継・引継ぎ補助金（旧：事業承継補助金）」、「事業承継・集約・活性化支援資金融資事業」、「個人事業者の遺留分に関する民法特例」、「中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置」、「中小企業経営強化税制C類型」が挙げられます。

○なお、「支援者からの関与を有する証明書（専門的知識を有する証明）」には、「国や県から認定を受けた計画の認定証等の写し※」を添付いただく必要があります。

※（例）「経営革新計画」の場合：添付する書類は「承認通知書」。

（例）「補助金」の場合：添付する書類は「交付決定通知書」または「採択通知書」。

※申請書に記載する認定番号は、認定証等の文書番号、受付番号等を記載してください。文書番号、受付番号がなければ「—」を記載してください。

【新規申請時】

	添付する書類
経営革新計画	承認通知書
経営力向上計画 （1件のみ）	認定書
地域資源活用事業計画	認定書
異分野連携新事業分野開拓計画	認定書
農工商等連携事業計画	認定書
中小企業承継事業再生計画	添付書類は不要
中小企業活性化協議会の関与する再生計画	添付書類は不要
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 ※令和元年度補正予算事業以降支援実績	交付決定通知書※採択通知も可

【更新申請時】（左記の計画等に加えて） ※一部抜粋

	添付する書類
事業再構築補助金	交付決定通知書 ※採択通知も可
ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金	交付決定通知書 ※採択通知も可
経営改善計画策定支援事業	支払予定日通知書
早期経営改善計画策定支援事業	支払予定日通知書
先端設備等導入計画	認定書
事業承継税制	認定書※事業者が税務署に提出するもの
事業承継・引継ぎ補助金	交付決定通知書 ※採択通知も可
中小企業経営力強化資金融資事業	事業計画進捗報告書(フォローアップ)の写し 融資決定通知書(契約書)の写し

実務経験証明書（経営革新等支援業務に係る1年以上の実務経験）の実務経験内容にはどのように経験が該当するのか

以下のような内容を記載してください。

- 税理士（個人）、税理士法人の場合
例：税理士業務に付随して行う財務書類の作成、中小企業等の経営状況の分析、事業計画の策定支援・実行支援、経営革新計画等の策定支援、等
- 公認会計士（個人）、監査法人の場合
例：中小企業等の経営状況の分析、事業計画の策定支援・実行支援、経営革新計画等の策定支援、等
- 弁護士（個人）、弁護士法人の場合
例：企業の再生事案の事務等、中小企業等の経営状況の分析、事業計画の策定支援・実行支援、経営革新計画等の策定支援、等
- 中小企業診断士（個人）の場合
例：経営状況の分析、事業計画の策定支援・実行支援、経営革新計画等の策定支援、等
- コンサルタント、民間コンサルの場合
例：経営状況の分析、事業計画の策定支援・実行支援、経営革新計画等の策定支援、等
- 商工会、商工会議所の場合
例：中小企業等の経営状況の分析、事業計画の策定支援・実行支援、経営革新計画等の策定支援、等

実務経験証明書（中小企業等に対する支援に関する3年以上の実務経験）の実務経験内容にはどのように経験が該当するのか

以下のような内容を記載してください。

- 税理士（個人）、税理士法人の場合
例：中小企業等に対して実施する税務相談、申告等
- 公認会計士（個人）、監査法人の場合
例：中小企業等に対して実施する財務書類の監査または証明等
- 弁護士（個人）、弁護士法人の場合
例：中小企業等に対して実施する法律相談等
- 中小企業診断士（個人）の場合
例：中小企業等に対して実施する経営や労務管理に関する相談対応等
- コンサルタント、民間コンサルの場合
例：中小企業等に対して実施する経営に関する相談対応、販路開拓支援、現場改善支援等
- 商工会、商工会議所の場合
例：中小企業等に対して実施する経営に関する相談対応等